

固定資産税・都市計画税を減免します



新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少した中小事業者等の方は、令和3年度分の固定資産税・都市計画税を減免します。

減免の内容

■対象期間

令和2年2月から10月の間の任意の連続する3か月

事業収入の減少率 (前年同月比)	減免額
30%以上50%未満	1/2
50%以上	全額

■減免の対象となるもの

資産 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋

市税 令和3年度分の固定資産税・都市計画税

申請方法

認定経営確認等支援機関等(注1)の確認を受けたうえで、必要書類を税務課に提出してください。

(注1) 税理士、公認会計士、金融機関、商工会、農協、弁護士など

■必要書類

- ・申請書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
- ・収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し等)
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類(減価償却費の計算書の写し等)
- ・(収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合)猶予の金額や期間等を確認できる書類

■申請期間

1月4日(月)~2月1日(月)

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

しば焼きを実施します

越冬病害虫を防除するため、市内の水田、あぜ道などのしば焼きを実施します。

■日時

1月31日(日) 午前9時~正午
※雨天等で実施できない場合は翌週に順延します。

■問い合わせ先

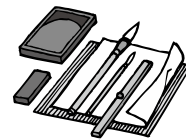
農政課 ☎(32)8906

グリムの里 新春書きぞめ大会の中止

1月6日(水)に開催を予定していた「グリムの里新春書きぞめ大会」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止とさせていただきます。

■問い合わせ先

生涯学習文化課
☎(32)8919



お詫びと訂正

広報12月号33ページ掲載の「パブリックコメント募集」で、閲覧場所に誤りがありました。

お詫びし、下記のとおり訂正いたします。

誤

南河内窓口(南河内図書館)

正

南河内窓口(南河内公民館)

今年こそは運動を始めてみませんか

お正月が終わり、体が気になる方、以前から運動を始めたいと思っていて、今年はずいぶん、きらら館で運動習慣を身につけてみませんか。



きらら館トレーニング室では、新規登録者の方1人ひとりにオリエンテーション(事前予約制)を実施します。カウンセリングや体成分分析(筋肉量や体脂肪量などを測定)を行い、個人に合わせたメニューを作成します。

また、皆さまが安全、快適に運動できるよう、来館者全員の検温、常時換気、消毒(器具やロッカー、トイレなど)の徹底など、感染症対策に全力で取り組んでいます。

皆さまのご来館をスタッフ一同、心よりお待ちしております。



■予約・問い合わせ先

きらら館トレーニング室
☎(52)3711